

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）の一部改正に伴い、協定に基づく関税割当制度の対象に追加された物品に係る割当ての方法及び通関手続等を定めることとする。
2. この政令は、協定の改正の効力発生の日から施行することとする。